

施設の規模等について

平成23年の整備凍結時の考え方

射撃場の施設規模について、クレー射撃場4面(トラップ、スキート各2面)、ライフル射撃場(大口径100m)を検討。

事業費を抑制するため、ライフル射撃場とクレー射撃場の一体整備。

建設事業費については、15億円程度。



凍結後の動き

昨年度、県教育委員会では、「県有スポーツ施設整備の基本方針」を策定した。

(抜粋)

・ 次期国民体育大会について、県内に大会施設基準を満たす射撃場が無く、整備した場合、競技会場として使用が可能。

(参考)国体施設基準 ~ 競技団体の定める規定の射場トラップ1面、スキート1面

・ 新射撃場の在り方について、平成28年度末を目途に方針を定める。

他県の施設の状況について

平成元年以降、全国で射撃場を整備した県は11県あり、建設事業費は、クレー射撃場のみ整備した岡山県の5.1億円から、埼玉県60億円まで整備内容により様々であるが、国体に向けて整備した射撃場は、クレー4面を整備したところが多い。

平成元年度以降に整備された県立射撃場の整備内容

	施設名称	供用開始	国体開催	クレー			ライフル			建設費(億円)	備考
				トラップ	スキート	併用	大口徑	小口径	エア		
1	福岡県立総合射撃場	H2	H2	2	2				20.1		
2	愛知県総合射撃場	H5	H6	2	2	1			58.8		
3	埼玉県立長瀬総合射撃場	H6	H16	2	2	1			60.0	クレーH25.3廃止	
4	長野県立総合射撃場	H6	-	2	2				13.5		
5	佐賀県射撃研修センター	H6	-	1	1				12.0		
6	秋田県総合射撃場	H7	H19	2	2				21.3	クレーH19から休場中	
7	福井県クレー射撃場	H8	H30(予定)	1	1				10.6	H28.4再開	
8	神奈川県伊勢原射撃場	H9	-	3	2				38.7		
9	熊本県総合射撃場	H10	H11	2	2				40.7		
10	宮城県クレー射撃場	H11	H13	1	1	2			19.0		
11	岡山県クレー射撃場	H16	H17	2	2				5.1		

33箇所の候補地の状況について

平成23年度に検討した33箇所の候補地について、平成23年当時、適地の条件として検討した地形、周辺環境、概算工事費に関して現状を確認した。

なお、概算工事費については、本県の財政状況は依然として厳しいことから、平成23年当時と同様に15億円程度で建設が可能かを確認した。

この結果、33箇所の候補地のうち、2箇所が他用途に活用されている(予定を含む)状況にあったが、それ以外の候補地については、状況の変化は見られなかった。

また、候補地のうち、概算工事費が15億円程度で建設可能な適地はなかった。

候補地については、今後、周辺の防災工事や道路工事等による環境の変化によっては建設が可能となることも考えられることから、候補地の動向を引き続き注視していく。

射撃場に関する環境に関する基準について

環境省で策定した「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」では、場外の土壌の汚染や公共用水域での水質汚濁、地下水の汚染といった環境保全上の問題を生じさせないようにすることが必要であるとし、土壌の汚染、水質の汚濁に関する基準が示されている。

土壌・水質

土壌関係(鉛)

・射撃場の場外の土壌 → 鉛の基準を超過する土壌汚染を生じさせないようにする。

判断基準: 含有量150mg/kg、溶出量0.01mg/l(土壌汚染対策法における基準)

水質関係(鉛)

・射撃場から場外に流出する表流水 → 鉛弾により、公共用水域(水質)の環境基準を超過する水質汚濁を生じさせないようにする。

判断基準: 0.1mg/l(水質汚濁防止法に基づく排水基準)

・地下水 → 環境基準(0.01mg/l)を超過する水質汚濁を生じさせないようにする。

判断基準: 0.01mg/l(水道水質基準)

騒音

騒音規制法では、射撃による銃声は規制対象にはならないが、著しい騒音を発生する金属加工機械、空気圧縮機及び送風機、土石用又は鉱物用の破碎機などの施設（特定施設）を設置する場合に、知事（又は市長）が指定した区域ごとに規制基準が定められている。

（単位：d b）

区 域	昼間(8am ~ 7pm)	朝 (6am ~ 8am) 夕 (7pm ~ 10pm)	夜間(10pm ~ 6am)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

区域については、都市計画法の用途地域に準じて指定されている。

第1種区域：第1種・第2種低層住宅専用地域

第2種区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種・準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域

（参考）騒音の目安（単位 d b）

80	地下鉄の車内（窓を開けたとき）、ピアノ
70	掃除機・騒々しい事務所
60	普通の会話・チャイム
50	静かな事務所
40	深夜の市内・図書館

林地開発について

射撃場を山林等に建設する場合、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であって、土地の面積1Ha超える場合は、林地開発許可を受ける必要がある。

ただし、地方公共団体が行う場合は、許可ではなく、連絡調整が必要となる。

(対象) 森林法第5条の規定に基づき知事がたてた地域森林計画の対象民有林(恩賜県有財産を含む)

(基準)

- (1) 災害の防止 ~ 開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- (2) 水害の防止 ~ 開発行為により水害の防止機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。
- (3) 水の確保 ~ 当該開発行為により水源の涵養機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4) 環境の保全 ~ 開発行為により当該森林の周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。